

**直撃! シリーズ!!** あなたの住む家が **危険な空き家になる前に…**  
**空き家対策を考えよう。**

少子高齢化などにより、全国的に空き家が増加しています。とりわけ管理が十分にされず放置された空き家は、倒壊や火災の危険性、公衆衛生の悪化、景観の阻害等、地域の生活環境に影響を及ぼし、大きな問題となっています。

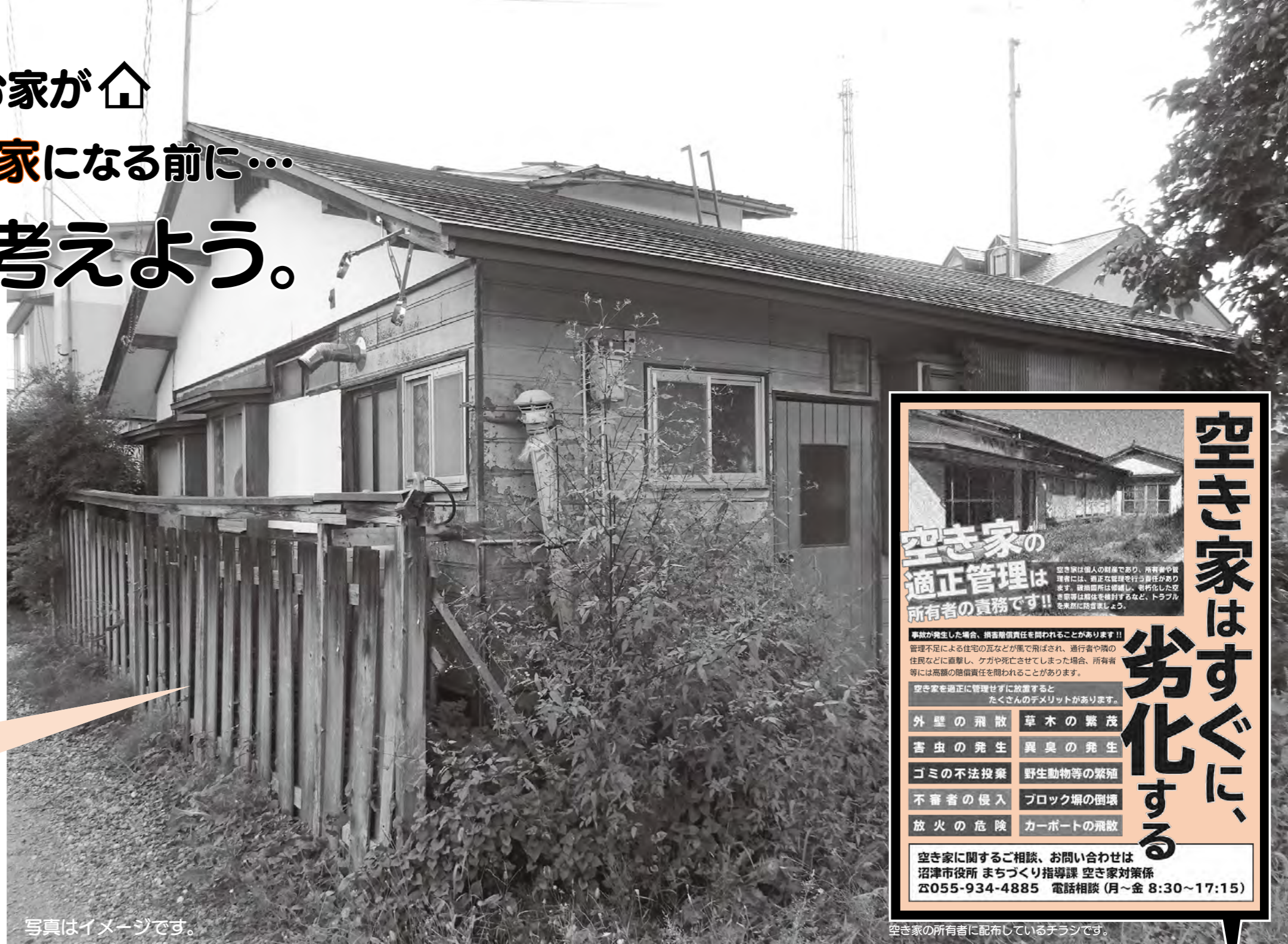
本市の空き家率は全国の平均値(※)を上回っており、今後もますます空き家が増えていくと考えられます。住んでいた家が「放置された危険な空き家」とならないよう、早めの対策を考えてみましょう。

※平成30年住宅・土地統計調査(総務省統計局)による

☎まちづくり指導課 ☎055・934・4885

**放置するとこんな問題が起こります。**

- 放火
- ゴミ不法投棄
- 虫繁殖
- 倒壊



写真はイメージです。

**空き家はすぐに、劣化する**

空き家は個人の財産であり、所有者や管理責任者には、適正な管理を行う責任があります。管理不足は、倒壊や火災の危険性を高め、公衆衛生の悪化や景観の阻害など、地域の生活環境に影響を及ぼし、大きな問題となります。

事故が発生した場合、損害賠償責任を問われることがあります!!

管理不足による住宅の瓦などが風で飛ばされ、通行者や隣の住民などに直撃し、ケガや死亡させてしまった場合、所有者等には高額な賠償責任を問われることがあります。

空き家を適正に管理せずに放置すると、たくさんのデメリットがあります。

外壁の飛散	草木の繁茂
害虫の発生	異臭の発生
ゴミの不法投棄	野生動物等の繁殖
不審者の侵入	ブロック塀の倒壊
放火の危険	カーポートの飛散

空き家に関するご相談、お問い合わせは  
 沼津市役所 まちづくり指導課 空き家対策係  
 ☎055-934-4885 電話相談(月~金 8:30~17:15)

空き家の所有者に配布しているチラシです。

**空き家に関する相談窓口はこちらです!**

本市は県司法書士会と協定を結び、専門家と協力するなどして空き家対策を進めています。空き家に関する相続や権利関係、売買についてお悩みの際には、相談会の情報をお伝えしたり専門団体を紹介させていただきます。一度ご相談下さい。

**Q 危険な空き家を市で解体してくれませんか?**  
**A** 空き家は所有者の財産であり、所有者は適正に管理すべき責任があります。市では、そのまま放置すると危険な空き家に対し、法令に基づき所有者に指導、勧告、命令等を行い、自主的に危険な状態を解消するよう促していきます。

**Q 空き家を所有していますが、どうしたらいいですか?**  
**A** 建物は使われないと劣化が進みます。賃貸、売却、解体など、今後の利用や手放すことを視野に入れて検討しましょう。また、空き家になる前に今の家をどうするのか、誰が管理するのか、費用についてなどを家族で話し合い、家財の整理をするなど「家の終活」をしておきましょう。

**Q 空き家は何か問題ですか?**  
**A** 管理が行き届いていない空き家は、外壁や瓦が落下し風で飛んでいくなどして人や物を傷つけることになったり、草木が生い茂ることで道路交通を妨げ、虫や獣が集まり繁殖し、悪臭の原因にもなります。

